

事務連絡
令和5年5月8日

各
〔 都 道 府 県 〕
〔 保 健 所 設 置 市 〕
〔 特 別 区 〕
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

新型コロナウイルス感染症に関する事務連絡の廃止について

新型コロナウイルス感染症について、令和5年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置付けが5類感染症に変更されました。

新型コロナウイルス感染症に関する対応等を示した下記の事務連絡を廃止することとしましたので、ご了知の上、関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、健康局結核感染症課及び医薬・生活衛生局食品監視安全課と調整済みであることを申し添えます。

記

【廃止する事務連絡】

- ・「新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について」（令和2年1月23日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策について」（令和2年3月25日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症に対する検疫の強化について」（令和2年4月3日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）
- ・「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年7月28日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び医薬・生活衛生局生活衛生課事務連絡）